|  |
| --- |
| 「地域建設業経営強化融資制度」に係る債権譲渡承諾事務取扱要領　様式一覧（参考） |
|  |  |  |
| 様式 | 名称 |  |
| 　 | 債権譲渡承諾チェックリスト |  |
| 第1号様式 | 工事履行報告書 |  |
| 第2号の1様式 | 債権譲渡承諾依頼書 |  |
| 第2号の2様式 | 債権譲渡承諾依頼書（電子記録債権利用の場合） |  |
| 第3号の1様式 | 債権譲渡契約証書 |  |
| 第3号の2様式 | 債権譲渡契約証書（電子記録債権利用の場合） |  |
| 第4号様式 | 債権譲渡整理簿 |  |
| 第5号の1様式 | 融資実行報告書 |  |
| 第5号の2様式 | 債権譲渡通知書 |  |
| 第6号様式 | 工事出来高査定協力依頼書 |  |
| 第7号様式 | 請求書 |  |

**債権譲渡承諾チェックリスト**

 工事名

 債権譲渡人（元請負人）名

 債権譲受人（債権譲渡先）名

 申請書類の受理日 年 月 日

|  |  |
| --- | --- |
| チェック項目 | ﾁｪｯｸ欄 |
| １ 債権譲渡の対象工事 |  |
| 　(1) 年度内に工事が終了する工事である。 |  |
|  (2) 役務的保証を要する工事ではない。 |  |
| 　(3) 低入札価格調査の工事でない。 |  |
|  (4) その他不適当な事由がない。 |  |
| ２ 申請書類 |  |
|  (1) 債権譲渡承諾依頼書（第２号の１様式）（１通）　　※電子記録債権を活用したスキームを利用する場合は，第２号の２様式。以下同じ。 |  |
|  ① 申請日及び受理日の確認。 |  |
|  ② 譲受人が，振興基金の債務保証を受けた債権譲渡先である。 |  |
|  ③ 元請負人の所在地，商号又は名称，代表者職氏名及び実印が，工事請負契約書 及び印鑑証明書と一致している。 |  |
|  ④ 債権譲渡先の所在地，名称，代表者職氏名及び実印が，印鑑証明書及び振 興基金が発行する債務保証承諾書の写に記載されている被保証者名と一致して いる。 |  |
|  ⑤ 工事履行報告書（第１号様式），工事請負契約書の契約締結日，工事名，工事箇所及び工期と一致している。 |  |
|  ⑥ 請負代金額，支払済前払額，支払済中間前払額及び支払済部分払額に誤りがなく，債権譲渡額が工事請負契約に基づき元請負人が請求できる工事請負代金債権と一致している。 |  |
|  (2) 締結済の債権譲渡契約証書（第３号の１様式。）の写（１通）　　※電子記録債権を活用したスキームを利用する場合は，第３号の２様式。以下同じ。 |  |
| ① 元請負人及び債権譲渡先の所在地，商号又は名称，代表者職氏名及び実印が，債権譲渡承諾依頼書のものと一致している。 |  |
|  (3) 工事履行報告書（１通） |  |
|  ① 「履行報告書」で実施工程の進捗率が２分の１以上である。 |  |
|  (4) 保証人の承諾書（保証委託契約約款で必要とされる場合）（１通） |  |
|  ① 承諾書は，依頼書の内容と相違がなく，適正な相手方が発行したものである。 |  |
|  ② 発注者に提出済の保険又は保証証券等及び約款等と①の相手方及び承諾書の 記載内容が一致している。 |  |
|  (5) 元請負人及び債権譲渡先の印鑑証明書(3カ月以内に発行された原本)(各1通) |  |
| 　(6) 債権譲渡先が，「債権譲渡先として想定される事業協同組合等又は民間事業者の　　 名簿」にある。 |  |
|  (7) 当該請負契約が解除されていない。 |  |

**↓**

承諾（決裁）手続

**↓**

|  |  |
| --- | --- |
| ３ 債権譲渡承諾書（第２号の１様式）の発行※電子記録債権を活用したスキームを利用する場合は，第２号の２様式。以下同じ。 |  |
| 承諾日，発注者職氏名，承諾番号（債権譲渡整理簿の承諾番号）を確認の上，元請負人及び債権譲渡先に各１通を交付する。 |  |
| ４ 債権譲渡整理簿による承諾状況の管理 |  |

 債権譲渡の承諾日 年 月 日

**↓**

（元請負人と債権譲渡先の間における金銭消費貸借契約の締結，融資の実行）

**↓**

|  |  |
| --- | --- |
| ５ 融資実行報告書（第５号の１様式）の提出（１通）　※電子記録債権を活用したスキームを利用する場合は，債権譲渡通知書（第５号の２様式）の提出（１通） |  |

**↓**

|  |  |
| --- | --- |
| ６ 工事請負代金の請求書類 |  |
|  (1) 請求書（第７号様式）（１通） |  |
| 1. 請求日及び受理日を確認。

 請求書の債権譲渡先の実印と申請時に提出した債権譲渡承諾依頼書の実印 が一致している。 |  |
| 1. 請求書と添付された債権譲渡承諾書の写により請求者の請求権があり債権金額等が一致している。
 |  |
| 1. 請求金額が「債権譲渡承諾書の債権譲渡額」＋「変更契約分の額」となっている。
 |  |
| (2) 債権譲渡承諾書の写（１通） |  |

**↓**

支払手続

※ 各項目を確認した後，チェック欄に○印を記載しておくこと。

* 元請負人が共同企業体である場合には，元請負人の住所及び氏名の欄には，共同企業体の名称

 並びに共同企業体の代表者及びその構成員の住所及び氏名が記載されていること。

（様式第１号第１号様式）

工事履行報告書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 工事番号 | 　　　　　　　年度　　第　　　　　号 |  |
|  |  |
|  |   |  |  |
|  |  |  |  |
|  |   |  |  |
|  |  |  |  |
|  |   | 　 　　年　　月　　日　～　　　年　　月　　日 |  |
|  |  |  |  |
|  |   |  　　　年　　月　　日（　　月分） |  |
|  |  |  予　定　工　程 ％ |  実　施　工　程　 　％ |  備　考 |  |
|  |   | （　　　）は工程変更後 |  |  |  |
|  | 　　 年 |  | 　　　　 差 (　　 ) |  |  |
|  |  　月 |  |  |  |  |
|  |  |  | 　　　　 差 (　　 ) |  |  |
|  |  　月 |  |  |  |  |
|  |  |  |  差 ( ) |  |  |
|  |  　月 |  |  |  |  |
|  |  |  |  　　　 差 (　　 ) |  |  |
|  |  　月 |  |  |  |  |
|  |  |  |  　　　 差 (　　 ) |  |  |
|  |  　月 |  |  |  |  |
|  |  |  |  差 ( ) |  |  |
|  |  　月 |  |  |  |  |
|  |  |  |  差　( ) |  |  |
|  |  　　月 |  |  |  |  |
|  |  |  |  差　( ) |  |  |
|  |  　　月 |  |  |  |  |
|  |  |  |  　　　 差 (　　 ) |  |  |
|  |  　　月 |  |  |  |  |
|  |  |  |  差 ( ) |  |  |
|  |  　月 |  |  |  |  |
|  |  |  |  差　( ) |  |  |
|  |  　月 |  |  |  |  |
|  |  |  |  差　( ) |  |  |
|  |  月 |  |  |  |  |

（備考）必要に応じて適時項目を加除して使用するものとする。

（第２号の１様式）

 **債権譲渡承諾依頼書**

 　　年　　月　　日

（宛先）鈴鹿市長

　　　　　　 請負者

　　　　　　（債権譲渡人）　住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　商号又は屋号

 　　　　　　　　 氏　　　　名 　　　　　 印

　　　　　　（債権譲受人） 住　　　　所

商号又は屋号

 　　　　　　　　 氏　　　　名 　　　　　　　　　　　　　 印

 債権譲渡人　　　　　　　　（以下，「甲」という。）と債権譲受人　　　　　　　　（以下，「乙」という。）間で締結の　年　月　日付けの債権譲渡契約証書に基づき，甲は，甲が貴殿に対して有する下記の工事請負代金債権を乙に譲渡することにつき，工事請負契約書第５条第１項ただし書に規定する承諾を賜りますようご依頼申し上げます。

 乙においては，「地域建設業経営強化融資制度」に係る債権譲渡承諾事務取扱要領に従い，本譲渡債権を担保として，甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに，担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

　なお，工事請負契約書に定められた瑕疵担保責任は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

（工事請負契約締結時に中間前金払を選択した場合）

　また，甲及び乙は工事請負契約書に定められた中間前金払は，貴殿によるご承諾以降は請求しません。

（工事請負契約締結時に部分払を選択した場合）

　また，甲及び乙は工事請負契約書に定められた部分払は，貴殿によるご承諾以降は請求しません。

記

１　工事番号　　　　　年度　第　　　　　　　　　　号

２　工事名

３　工事場所

４　工期 　 自 年 月 日

 　　 至 年 月 日

５　(1)請負代金額 金 円 ただし，契約変更により増減が生じた場合はその金額による

 －(2)前払金額 　 金 円

 －(3)中間前払金額及び

部分払金額　　　金 　　　 　 円

 　(4)債権譲渡額 金 円 （　年　月　日現在見込額）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ただし，契約変更により増減が生じた場合はその金額による

 **債権譲渡承諾書**

 　　　 年　 月　 日

［甲］ 　様

［乙］ 　様

 上記につき，公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については，工事完成引渡債務不履行を事由とする請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて，工事請負契約書第５条第１項ただし書の規定により承諾する。

　なお，本承諾によって工事請負契約書に定められた甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

（工事請負契約締結時に中間前金払を選択した場合）

　また，甲及び乙は工事請負契約書に定められた中間前金払は，本承諾以降は請求できないものとする。

（工事請負契約締結時に部分払を選択した場合）

　また，甲及び乙は工事請負契約書に定められた部分払は，本承諾以降は請求できないものとする。

 記

１　譲渡される甲の工事請負代金債権の額は，本件請負工事が完成した場合においては，本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金，中間前払金，部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

　　ただし，本件工事請負契約が解除された場合においては，本件工事請負契約書に定め　られた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前　払金，中間前払金，部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の　請求権に基づく金額を控除した額とする。

　　なお，契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には，債権譲渡承諾依頼書５~~．~~(1)及び(4)の金額は変更後の金額とする。

２　甲及び乙は，本承諾後，金銭消費貸借契約を締結し，当該契約に基づき融資が実行さ　れた場合には，速やかに連署にて発注者に別紙の融資実行報告書を提出すること。

３　甲が，当該工事に関する資金の貸付を受けるため，保証事業会社による金融保証を受　けた場合は，公共工事金融保証証書の写しを速やかに発注者に提出すること。

４　当該譲渡債権は，乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事　に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって，その他の　債権を担保するものではないこと。

５　甲及び乙は，譲渡債権について，他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債　権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。

６　保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては，乙が責任を持って　行うこととし，発注者は関与しないこと。

 鈴鹿市長　　　　　　　　　印

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  確定日付印欄 |  承 諾 番 号 |  |
|  |  |

（第２号の２様式）

 **債権譲渡承諾依頼書**

 　　年　　月　　日

（宛先）鈴鹿市長

　　　　　　 請負者

　　　　　　（債権譲渡人）　住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　商号又は屋号

 　　　　　　　　 氏　　　　名 　　　　　 印

　　　　　　（債権譲受人） 住　　　　所

商号又は屋号

 　　　　　　　　 氏　　　　名 　　　　　　　　　　　　　 印

 債権譲渡人　　　　　　　　（以下，「甲」という。）と債権譲受人　　　　　　　　（以下，「乙」という。）間で締結の　年　月　日付けの債権譲渡契約証書に基づき，甲は，甲が貴殿に対して有する下記の工事請負代金債権を乙に譲渡することにつき，工事請負契約書第５条第１項ただし書に規定する承諾を賜りますようご依頼申し上げます。

 乙においては，「地域建設業経営強化融資制度」に係る債権譲渡承諾事務取扱要領に従い，本件の債権譲渡に対する買取代金（ただし，一部を除く。）の支払いのために，乙を発生記録の債務者，甲を発生記録の債権者とする電子記録債権を発生させます。

　なお，工事請負契約書第44条に規定する瑕疵担保責任は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

（工事請負契約締結時に中間前金払を選択した場合）

　また，甲及び乙は工事請負契約書に定められた中間前金払は，本承諾以降は請求できないものとする。

（工事請負契約締結時に部分払を選択した場合）

　また，甲及び乙は工事請負契約書に定められた部分払は，本承諾以降は請求できないものとする。

記

１　工事番号　　　　　年度　第　　　　　　　　　　号

２　工事名

３　工事場所

４　工期 　 自 年 月 日

 　　 至 年 月 日

５　(1)請負代金額 金 円 ただし，契約変更により増減が生じた場合はその金額による

 －(2)前払金額 　 金 円

 －(3)中間前払金額及び

部分払金額　　　金 　　　 　 円

 　(4)債権譲渡額 金 円 （　年　月　日現在見込額）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ただし，契約変更により増減が生じた場合はその金額による

 **債権譲渡承諾書**

 　 年　 月　 日

［甲］ 　様

［乙］ 　様

 上記につき，公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については，工事完成引渡債務不履行を事由とする請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて，工事請負契約書第５条第１項ただし書の規定により承諾する。

　なお，本承諾によって工事請負契約書に定められた甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

（工事請負契約締結時に中間前金払を選択した場合）

　また，甲及び乙は工事請負契約書に定められた中間前金払は，本承諾以降は請求できないものとする。

（工事請負契約締結時に部分払を選択した場合）

　また，甲及び乙は工事請負契約書に定められた部分払は，本承諾以降は請求できないものとする。

 記

１　譲渡される甲の工事請負代金債権の額は，本件請負工事が完成した場合においては，　本件工事請負契約書第31条第２項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請　負代金額から前払金，中間前払金，部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注　者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

　　ただし，本件工事請負契約が解除された場合においては，本件工事請負契約書第50条　第１項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から　前払金，中間前払金，部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者　の請求権に基づく金額を控除した額とする。

 なお，契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には，債権譲渡承諾依頼書５(1)及び(4)の金額は変更後の金額とする。

２　甲及び乙は，債権譲渡契約を締結した場合は，速やかに連署にて発注者に債権譲渡通知書を提出すること。

３　甲及び乙は，譲渡債権について，他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債　権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。

 鈴鹿市長　　　　　　　　　印

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  確定日付印欄 |  承 諾 番 号 |  |
|  |  |

（第３号の１様式）

**債権譲渡契約証書**

債権譲渡人　　　　　（以下，「甲」という。）と債権譲受人　　　　　（以下，「乙」という。）とは，以下のとおり，債権譲渡契約を締結した。

（譲渡債権）

第１条　甲と鈴鹿市（以下，「丙」という。）との間で年 月 日に締結した工事請負契約（以下，「本件工事請負契約」という。）に基づき，甲が丙に対して，現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権（以下，「譲渡債権」という。）を，年 月 日，丙の承諾を得ることを停止条件として，甲は乙に譲渡し，乙はこれを譲り受けた。

(1) 工事番号

(2) 工事名

(3) 工事場所

(4) 契約日　年 月 日

(5) 工期　年 月 日から　年 月 日まで

(6) 請負代金額 金 円

(7) 既受領金額 金 円

(8) 債権譲渡額（(6)－(7)）金 円（　年 月 日現在見込額）

ただし，債権譲渡額は，本件請負工事が完成した場合においては，本件工事請負契約書第31条第２項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金，中間前払金，部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また，本件工事請負契約が解除された場合においては，本件工事請負契約書第50条第１項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金，中間前払金，部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

２　前項第６号及び第８号の金額は，契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には，増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は，遅滞なく，甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

３　前項のほか，本件工事請負契約に変更が生じた場合は，遅滞なく，甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

（債権の移転の条件）

第２条　甲及び乙は，本債権譲渡につき，確定日付ある証書による丙の承諾を書面で得るものとする。

（契約の効力の発生）

第３条　この契約は前条に規定する丙の承諾を得た時から効力を生じる。

（担保責任）

第４条　甲は，譲渡債権について，丙が債権譲渡を承諾するにあたって異議を留めた事項以外には，相殺の抗弁，第三者からの差押等，乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

（禁止事項）

第５条　甲及び乙は，譲渡債権について，他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

２　甲は，第９条第３項の残額の返還を受ける債権その他この契約によって生ずる第７条の残余金の支払いを受ける債権について，他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他乙から甲への支払及び保証事業会社から甲への引渡しを妨げる行為をしてはならない。

（被担保債権）

第６条　債権譲渡は，将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約（本件工事請負契約を履行するための運転金確保のために行うもの）に基づいて乙が甲に対して取得する債権（以下，「乙の貸金債権」という。）を担保するため，並びに「公共工事の前払金保証事業に関する法律」に基づき国土交通大臣の登録を受けて前払金保証事業を営む会社（以下，「保証事業会社」という。）が甲より委託を受け締結する公共工事金融保証契約（以下，「金融保証契約」という。）に基づいて保証事業会社が，甲に対して有する求償債権（以下，「保証事業会社の債権」という。）を担保するためになされるものであって，その他の債権を担保するものではない。

（被担保債権の優劣）

第７条　被担保債権の中に乙の貸金債権と保証事業会社の債権とがあるときには乙の貸金債権が優先し，保証事業会社は，乙の貸金債権の弁済に充当した残額（以下，「残余金」という。）について、乙より支払いを受けることが出来る。

（譲渡債権の請求）

第８条　譲渡債権の請求及び受領は乙がこれを行い，保証事業会社は丙に対して直接支払を求めることができない。

２　残余金の請求及び受領は，原則として，保証事業会社がこれを行い，甲は乙に対して直接支払を求めることができない。

（弁済の充当等）

第９条　乙が前条第１項により受領した金銭について，乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払は，以下のとおり行う。

２　甲が，丙との本件工事請負契約を完全に履行し，乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は，乙は，残余金を直ちに保証事業会社に支払う。

３　保証事業会社は，残余金から，保証事業会社の債権への弁済の充当を行った後，なお残額があるときには，甲にその残額を引渡すものとする。甲の要請を受け金融保証契約にかかる借入金（利息及び損害金を含む。）をその弁済期到来の以前において金融機関に償還した後，なお残額があるときも同様とする。

４　甲が，金融保証契約にかかる借入金（利息及び損害金を含む。）を金融機関に全部弁済し，保証事業会社の債権が現に生じないことが確定した場合は，前条第２項にかかわらず，甲，乙及び保証事業会社で協議のうえ，乙は残余金を甲に支払うことができる。

５　第２項から第４項までに規定する弁済の充当等に要する費用は甲の負担とする。

６　乙は，甲に以下の事由が生じた場合は，丙から受領した金銭については，直ちに貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払を行う。この場合，保証事業会社に支払をするときは，乙は甲に対して事前に通知するものとする。

(1) 破産，民事再生手続開始，会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合

(2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

(3) 本件工事請負契約が解除された場合

(4) その他甲が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合

７　弁済期が到来していない債権があるとき，乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払を行う限度において，甲は期限の利益を失う。

８　乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社へ支払をしたときは，乙は甲に通知する。

（協力義務）

第10条　乙が，譲渡債権の保全若しくは行使又は保証事業会社への支払等につき，甲の協力を必要とする場合は，甲は直ちに乙に協力するものとする。なお，この場合必要となる費用については甲の負担とする。

（受益の意思表示）

第11条　保証事業会社は，乙に対して，本契約の各条項を承認したうえで，　年 月 日までに，甲と連署した書面により，保証事業会社の債権を被担保債権とする第６条の担保権の利益を享受する旨の意思表示をすることができる。

２　保証事業会社が前項の意思表示を行った場合，甲及び乙は，その権利を損なう行為をすることができない。

（説明請求）

第12条　保証事業会社は，乙に対して，譲渡債権及び被担保債権の概要の説明を求めることができる。

（合意解約の禁止）

第13条　甲と乙とは，保証事業会社が第11条に定める受益の意思表示をした後は，その同意がなければ本契約を解約することができない。

（合意管轄）

第14条　本契約に関して争いを生じたときには，乙又は保証事業会社の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書二通を作成し，各自その内容を確認し署名捺印のうえ，各々一通を所持する。

年 月 日

債権譲渡人 住 所

商号又は屋号

氏名　　　　　　　　　　　　　印

債権譲受人　住 所

　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は屋号

氏名　　　　　　　　　　　　　印

（第３号の２様式）

**債権譲渡契約証書（電子記録債権活用の場合）**

債権譲渡人　　　　　（以下，「甲」という。）と債権譲受人　　　　　（以下，「乙」という。）とは，以下のとおり，債権譲渡契約を締結した。

（譲渡債権）

第１条　甲と鈴鹿市（以下，「丙」という。）との間で 年 月 日に締結した工事請負契約（以下，「本件工事請負契約」という。）に基づき，甲が丙に対して，現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権（以下，「譲渡債権」という。）を， 年 月 日，丙の承諾を得ることを停止条件として，甲は乙に譲渡し，乙はこれを譲り受けた。

(1) 工事番号

(2) 工事名

(3) 工事場所

(4) 契約日 年 月 日

(5) 工期 年 月 日から 年 月 日まで

(6) 請負代金額 金 円

(7) 既受領金額 金 円

(8) 債権譲渡額（(6)－(7)）金 円（ 年 月 日現在見込額）

ただし，債権譲渡額は，本件請負工事が完成した場合においては，本件工事請負契約書第31条第２項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金，中間前払金，部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また，本件工事請負契約が解除された場合においては，本件工事請負契約書第50条第１項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金，中間前払金，部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

２ 　前項第６号及び第８号の金額は，契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には，増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は，遅滞なく，甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

３ 　前項のほか，本件工事請負契約に変更が生じた場合は，遅滞なく，甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

４　甲が本契約の規定により乙に対して行う債権譲渡の対価である買取代金（以下，「本件買取代金」という。）の支払いは，乙を発生記録における債務者とする電子記録債権の発生により行うものとする。なお，第４条の規定により乙が発生させた電子記録債権の合計額が，本件買取代金を下回る場合には，その差額の支払いを金銭により行うことができるものとする。

５　前項により電子記録債権の債権者となった甲は，速やかに一般財団法人建設業振興基金と債務保証契約を締結している金融機関に当該電子記録債権を譲渡しなければならないものとする。

（債権の移転の条件）

第２条　甲及び乙は，本債権譲渡につき，確定日付ある証書による丙の承諾を書面で得るものとする。

（契約の効力の発生）

第３条　この契約は前条に規定する丙の承諾を得た時から効力を生じる。

（担保責任）

第４条　甲は，譲渡債権について，丙が債権譲渡を承諾するにあたって異議を留めた事項以外には，相殺の抗弁，第三者からの差押等，乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

（禁止事項）

第５条　甲及び乙は，譲渡債権について，他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

２　甲は，第５条第１項の清算払いを受ける債権について，他の第三者に譲渡し又は質権を設定してはならない。

（電子記録債権払い）

第６条　甲は，本件請負工事の出来高が全体の５０％に到達した段階で，本件買取代金のうち電子記録債権による支払い（以下，「電子記録債権払い」という。）を乙に対して請求することができる。

２　甲は，電子記録債権払いを請求する場合には，乙に対して，遅くとも当該電子記録債権払いを希望する日の　　営業日前までに，乙に対し，本契約別紙の電子記録債権払い請求書にて下記の事項を含む明細を通知の上，当該電子記録債権払い請求書を乙に交付するものとする。

（1）電子記録債権払いを希望する日

（2）乙が合理的に満足する内容の出来高査定に係る資料

（3）既に電子記録債権払いを行ったことがあるときは，前回の請求の内容（前回の請求時点における出来高を含む。）

３　乙は，甲から前項に定める様式による電子記録債権払いの請求を受領した場合には，速やかに本件請負工事の出来高の査定を行う。

４　乙は，前項の規定による査定を踏まえて，当該電子記録債権払い請求の全部又は一部を承諾し，又はこれを承諾しないことができる。

５　乙は，前２項に従って検討した結果，電子記録債権払いを承諾する場合には，乙を発生記録における債務者とし，甲を発生記録における債権者とする電子記録債権（以下の内容を含むものとする。）を発生させる。

（1）支払期日　本件工事請負契約等を踏まえ，乙が決定した日

（2）債権額　本件工事請負契約及び第１条第１項第８号の債権譲渡額，本条第３項の本件請負工事の出来高の査定等を踏まえ，乙が決定した金額

（清算払い）

第７条　乙は，本件工事請負契約に基づき丙から譲渡債権に係る支払を受けた場合には，受領した金額から，前条の規定により発生させた電子記録債権の債権額及び乙が本契約を履行するに際して負担した諸費用（乙が前条の規定により発生させた電子記録債権の決済のために借入れを行った場合における，当該借入に係る利息その他の負担金を含む。）を控除して得た残額を，本件買取代金の最終の支払（以下，「清算払い」という。）として甲に交付する。

２　乙が清算払いを実施することにより，本件買取代金の支払は完了し，甲はその後に譲渡債権の譲渡に関して何らの支払も請求することができない。

（譲渡債権の請求）

第８条　譲渡債権の請求及び受領は乙がこれを行い，乙以外の者は丙に対して直接支払を求めることができない。

（解除）

第９条　次に掲げる事由が発生した場合には，乙は，その選択に従い，本件債権譲渡の全部又は一部を解除することができるものとする。

(1) 甲が第６条第２項に規定する電子記録債権払い請求書及びその附属資料（出来高査定に係る資料を含む。）に虚偽の記載があった場合

(2) 甲が本契約に基づく義務に違反した場合又は甲による本契約における表明及び保証が真実かつ正確でなかったことが判明した場合

(3) 甲について破産，民事再生手続開始，会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合

(4) 甲が手形交換所の取引停止処分を受けた場合

(5) 丙が甲に対し，本件工事請負契約に基づく工事の履行遅滞，履行不能，不完全履行，相違，瑕疵，数量の相違等を理由として，譲渡債権の全部又はその一部に関し，その不成立，無効，取消，解除又は抗弁を主張した場合

(6) 本件工事請負契約が解除された場合又は本件工事請負契約に基づき丙から支払われる譲渡債権の金額が既に行われた電子記録債権払いに係る電子記録債権の債権額を下回ることとなった場合

(7) 甲の所在不明等により本契約又は本件工事請負契約の履行を行うことが困難と認められる場合

２　第１項の規定により解除がなされた場合において，当該譲渡債権について既に行われた電子記録債権払いがあるときは，甲は乙に対し，当該電子記録債権払いに係る電子記録債権の支払期日の前日までに，その債権額全額（ただし，一部解除の場合には，かかる債権額全額と，解除に係る譲渡債権の額のいずれか小さい方の金額）の払戻し及び乙の負担する合理的範囲の一切の費用を支払うものとする。

（合意管轄）

第10条　本契約に関して争いを生じたときには，乙の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

　この契約を証するため本証書二通を作成し，各自その内容を確認し署名捺印のうえ，各々一通を所持する。

　　　年　月　日

　債権譲渡人 住 所

商号又は屋号

氏名　　　　　　　　　　　　　印

債権譲受人　住 所

　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は屋号

氏名　　　　　　　　　　　　　印

（第４号様式）

　課

**債権譲渡整理簿**

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 承諾番号 | 申請年月日 | 承諾年月日 | 工事番号 | 工事名 | 請負者 | 請負金額（千円） | 債権譲渡先 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

（第５号の１様式）

**融資実行報告書**

 　　年　　月　　日

（宛先）　鈴鹿市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（甲）債権譲渡人　住所

　　　　　　　　　　　　借入人　　　　商号又は屋号

 　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

 　 （乙）債権譲受人 住所

貸付人　　　　商号又は屋号

 　　 　氏名 　 印

　甲が鈴鹿市に対して有する下記債権の譲渡につき　年 　月　 日付けでご承諾いただきましたが，甲乙間において当該譲渡債権を担保とする金銭消費貸借契約を　年　月　日付けで締結し，当該契約に基づき乙は甲に対して金銭を貸し渡し，甲はこれを借り受けて受け取りましたので，甲乙連署のうえ報告します。

　なお，本件融資に際し，甲は乙に当該工事における下請人等への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し，乙はこれを確認しました。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

［譲渡債権の表示］

１　工事番号

２

３　工事場所

４　 　年　月　日　から　　年　月　日　まで

５　(1)請負代金額　　　　金　　　　　円 ただし，契約変更により増減が生じた場合はその金額による

　－(2) 　　金　 円

　－(3)中間前払金額及び

　　　部分払金額　 　　金　　　　　円

 (4)債権譲渡額 　　金　　　　　円 （　年 　月 　日現在見込額）

 ただし，契約変更により増減が生じた場合はその金額による

［承諾番号］

（第５号の２様式）

 **債権譲渡通知書**

 　　年　　月　　日

 （宛先）　鈴鹿市長

　　　　　　　（甲）債権譲渡人　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は屋号

 　　　　　　　　　　氏名 印

　　　　　　　（乙）債権譲受人 住所

　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は屋号

 　　　　　　　　　　氏名 　　　　　　　　　　 印

　　年　月　日付けでご承諾いただきました甲が鈴鹿市に対して有する下記工事請負代金債権について，乙に譲渡致しましたので，甲乙連署のうえ通知します。

 よって，下記工事請負代金につきまして，今後は乙の指定する金融機関の口座にお振込下さい。なお，甲は乙に当該工事における下請人等への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し，乙はこれを確認しました。

 記

［譲渡債権の表示］

１ 工事番号

２

３ 工事場所

４ 　 自 年 月 日

 　　 至 年 月 日

５　(1)請負代金額 金 円 ただし，契約変更により増減が生じた場合はその金額による

 －(2)前払金額 金 円

　－(3)中間前払金額

　　 及び部分払金額 金 　 　円

　 (4)債権譲渡額 　 金 円 （　年　月　日現在見込額）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ただし，契約変更により増減が生じた場合はその金額による

［承諾番号］

（第６号様式）

**工事出来高査定協力依頼書**

 年 月 日

 （宛先）鈴鹿市長

 債権譲渡先　 住　　　　所

 （債権譲受人） 商号又は屋号

 氏　　　　名 　　 印

 下記工事について，「地域建設業経営強化融資制度」による融資を予定しており，同工事の出来高を確認する必要があります。

 つきましては，同工事の出来高確認について工事現場の立ち入りについて協力いただきますようお願いいたします。

記

１ (1) 工事番号 年度　　第　　　　　　　　号

　　(2) 工事名

 (3) 工事場所

２ 元請負人名

３ 現場立入希望期日 年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで

４ 現場立入者職氏名

５ 連絡先 電話番号

 担当者氏名

（第７号様式）

**請　　求　　書**

 年 月 日

 （宛先）鈴鹿市長

 　債権譲渡先 住所

（債権譲受人）商号又は屋号

 氏名 印

 年 月 日付け債権譲渡承諾書に係る工事請負代金債権について，下記のとおり工事請負代金を請求します。

記

 請求金額 金 円

１ 工事番号　　　　年度　第　　　　号

２ 工事名

３ 工事場所

４ 工期 年 月 日から 年 月 日まで

５ 請求金額の明細 次のとおり

 (1) 請負代金額 金 円

 (2) 前払金受領額 金 円

 (3) 中間前払金受領額及び

部分払金受領額 金 円

 (4) 履行遅滞の場合における損害金等 金 円

 (5) 今回請求金額 金 円

６ 承諾番号

 　　　　　　　　　　　　　 請求者の連絡先 住所

 　　　　　　　　　　　　 電話番号

 　　　　　　　　　　　　 ファックス